

噴火警戒レベルを 発表します！

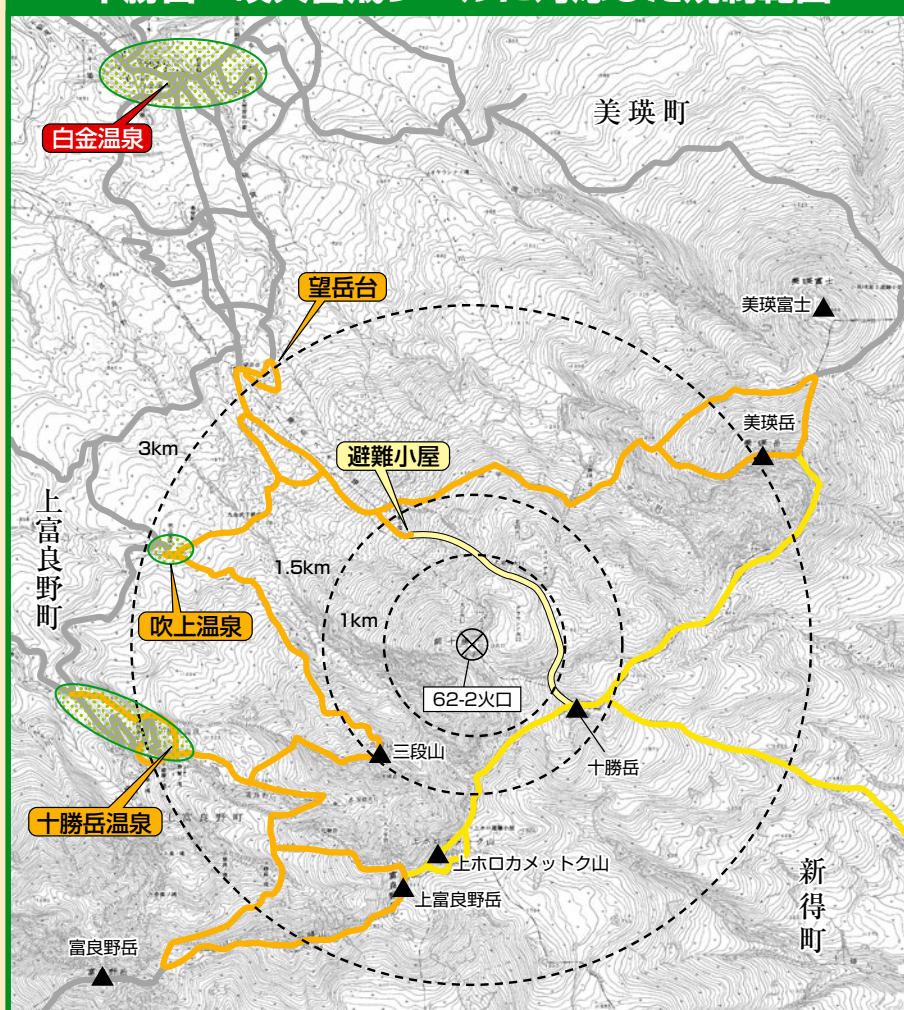
噴火予報及び警報で発表する

噴火警戒レベルは

- 噴火時等にとるべき防災対応を踏まえて5段階に区分されています。
- それぞれのレベルに防災機関等の行動がキーワード（「避難」、「避難準備」、「入山規制」等）として示されています。
- 噴火警戒レベルの活用による防災対応については、市町村や都道府県等の地域防災計画等に定められます。



十勝岳 噴火警戒レベルに対応した規制範囲



この図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図を使用して作成しています。

■この図は62-2火口*周辺で噴火した場合の噴火警戒レベル2（火口周辺規制）及び3（入山規制）の規制範囲を示しています。

■レベル2は、活動状況に応じて規制範囲が変わります。

■居住地域まで影響が及ぶ場合はレベル4（避難準備）・5（避難）となります。（但し、十勝岳温泉、吹上温泉はレベル3（入山規制）で防災対応が必要）

※1962年に噴火した火口で、現在も活発な噴火活動が続いている火口です。

登山道の規制範囲

レベル3：火口から概ね3km以内

レベル2：火口から概ね1.5km以内
（グラウンド火口周辺）

レベル2：火口から概ね1km以内
（避難小屋から上部、
その他山頂へ通じる登山道）

●：居住地域

⊗：62-2火口（想定火口）

この図は地元自治体（美瑛町、上富良野町、新得町）と調整して作成したものです。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められていますので、各町にお問い合わせください。

十勝岳の噴火警戒レベル

予報 警報	対象 範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山 者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●積雪期に岩屑なだれを伴う噴火が発生、あるいは切迫しており、大規模な融雪型火山泥流の発生が予想される 過去事例 1926年5月24日16時17分過ぎ：噴火により中央火口丘が崩壊し大規模な泥流発生、あるいは山体崩壊に前駆して発生した12時11分の水蒸気爆発 ●大噴火が発生、あるいは切迫しており、居住地域に到達する火砕流の発生が予想される。積雪期に火砕流が発生した場合には、大規模な融雪型火山泥流の発生が予想される 過去事例 約3,300年前の噴火
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者等の避難等が必要。	●地震活動や熱活動のさらなる活発化、地殻変動の増大等により、大噴火発生の可能性が高まる 過去事例 観測事例なし ●中噴火が発生、及び積雪期に小噴火が発生 過去事例 1962年6月30日02時45分：中噴火発生 1988年12月16日～1989年3月15日：小規模な爆発的噴火が繰り返し発生
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活(今後の火山活動の推移に注意)。状況に応じて災害時要援護者等の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	●地震活動が活発化し、有感地震、火山性微動が頻発する等により、噴火の発生が予想される 過去事例 1988年9月下旬：火山性地震の増加傾向開始 1988年10月～12月、1962年5月～6月：有感地震、微動の発生回数増加 1962年5月以降：有感地震、微動頻発 1926年5月：鳴動、噴火の10日前から有感地震 ●非積雪期に小噴火が発生、大きな噴石が概ね1～2 km以内に飛散 過去事例 観測事例なし
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活(今後の火山活動の推移に注意)。火口周辺への立入規制等。	●体に感じない微小な地震活動の一時的な高まりや火山性微動の発生、噴煙活動活発化等の熱活動の高まりがみられ、ごく小規模な噴火の発生が予想される 過去事例 1985年6月19日：62-1火口からごく小規模な噴火 1983年2月、5月：微小な地震が増加 1954年：大正火口の噴気活動活発化、溶融硫黄流出 1952年8月17日：昭和火口形成 1925年12月：中央火口丘の火口内に新たな火口(大噴)出現
噴火予報	火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等。	●火山活動は静穏。状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の火山灰の噴出等の可能性あり。

注1) 本資料中の「大きな噴石」とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する程度の大きさのものとする。

注2) 本資料中の大噴火とは、噴煙が1万数千m以上上がる噴火であり、場合によって火砕流が居住地域まで流下し、それに伴う融雪型泥流が発生する。

注3) 中噴火とは、噴煙が数千m～1万m以上上がり、噴石が火口から2～3kmまで飛散し、場合によって溶岩流を伴う噴火のことである。

注4) 小噴火とは、噴煙が1,000m程度以下、噴石が火口から1～2kmまで飛散し、小規模な火砕流や融雪型泥流が発生する噴火である。

この噴火警戒レベルは、地元自治体等と調整の上で作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、各町にお問い合わせください。